平成２３年（フ）第１４６３９号
神奈川県横浜市中区尾上町６丁目83
破産者　ＭＱ株式会社
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６５６号
埼玉県新座市菅沢２－５－７
破産者　有限会社ウキス
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６５７号
埼玉県新座市畑中１丁目21―19、開始決定時の住所東京都清瀬市旭が丘５丁目２－３－307
破産者　須田　浩明
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６２号
東京都世田谷区上野毛４丁目31―１―102
破産者　西村　裕憲（旧姓夏原）
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６３号
東京都目黒区鷹番１丁目９番16号　パレスマンション302号、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区鷹番１丁目９番16号
破産者　株式会社ル・フレール
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６６４号
兵庫県芦屋市東芦屋町25―34―301
破産者　加藤　育男
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７０７号
東京都新宿区中落合２丁目12番23番
破産者　株式会社バリユウ
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７０８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１―24―101
破産者　今泉　寛次
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７３７号
茨城県土浦市湖北２－９－１、住民票上の住所茨城県取手市新町２丁目２－８―305
破産者　大沢　克男
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７３８号
茨城県土浦市湖北２－９－１、住民票上の住所茨城県取手市新町２丁目２－８―305
破産者　大沢　芳子
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７５１号
東京都日野市旭が丘４丁目７－５－４―901
破産者　松本　義明
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６５号
東京都台東区元浅草３丁目17番７号
破産者　有限会社野島製版社
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６６号
東京都足立区大谷田１丁目11―４―201
破産者　野島　弘次
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６８号
東京都世田谷区用賀４丁目11番17号
破産者　株式会社ウォーリーズインターナショナル
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７６９号
東京都世田谷区桜丘３丁目27―９―203、住民票上の住所東京都世田谷区砧２丁目５―21明石アパート２Ｆ
破産者　佐藤　　浩
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７３号
東京都中央区湊３丁目１番５号　佐藤ビル201、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地６丁目４番５号　シティスクエア築地
破産者　株式会社ＡＴ＆Ｓプロモーション
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７９２号
東京都渋谷区代々木２丁目26番１号
破産者　株式会社代々木連合設計
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７９３号
神奈川県厚木市七沢1843―４
破産者　宇野　勝美
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８０１号
東京都世田谷区池尻２丁目32番８号
破産者　株式会社メタルウェーブ
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８０２号
東京都世田谷区池尻２丁目32―８―1102
破産者　大内　安見
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８０７号
神奈川県横浜市中区新山下３丁目15―１―719、開始決定時の住所神奈川県横浜市中区山手町154―１―205
破産者　坂井　清明
１　決定年月日　平成24年１月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部